

# 『弁内侍日記』論二

## ―弁内侍と少将内侍―

森 田 兼 吉

後深草院弁内侍が最初に史料の上に顔を出すのは寛元元年（一二四三）十一月十七日に催された『河合社歌合』においてであった。

この歌合には左の歌人で判者もつとめた当代の歌壇の統率者である藤原為家を筆頭に、まだごく若い為家の子為氏（二十二歳）・為教（十七歳）を含め二十人の歌人が出席し、三首ずつ歌を読んでいるが、弁内侍はまた春宮弁の名で父信実、姉藻壁門院少将、妹と思われる少将妹（少将内侍）と共に出詠している。『河合社歌合』は、その十二番左の信実の（新編国歌大観）、

霜さゆる堤の上の川むかひ遠方きけば千鳥鳴くなり

が『信実朝臣家集』（私家集大成）一〇六に、

家にすゝめ侍し河合のやしろの歌合に、千鳥

として出ており、信実の勸進によるものであることが判る。信実は自らが主催した歌合に三人の娘を伴って出席したのであった。為家に判を依頼し、『新古今集』からの勅撰歌人蓮性（藤原知家）、『新勅撰集』からの真観（葉室光俊）といった大物をも招いての歌合で、

『弁内侍日記』論二 ―弁内侍と少将内侍―

内輪の歌合というものではない。すでに『新勅撰集』に六首入集して歌人として評価を得ている藻壁門院少将は当然のこととして、弁内侍や少将内侍の歌才にも信実は大いに自信を持ち、誇りともしていたことがうかがわれる。弁内侍は春宮弁ということで、後深草院に春宮時代から弁という女房名で仕えていたことが判る。春宮久仁親王はこの年の六月十日の誕生で、生後二カ月の八月十日に皇太子に立ったばかりで、おそらくはそれを機に信実の娘が宮仕えに出て弁を名告ったのであろう。少将弟（藻壁門院の妹）と記されているのが後の後深草院少将内侍であることは確かで、この時彼女がまだどこにも出仕しておらず、女房名を持つていなかったということになる。ところでこの少将内侍の閨歴を知る上で、次に掲げる『玉葉集』神祇二七六一（新編国歌大観）の詞書は興味深い。

四月八日松尾祭使にたちて侍りけるに、内侍はたれぞと上卿のたづね侍りけるに、をりしも時鳥のなきければ

時鳥しめのあたりになくこゑをきくわれさへになのりせよとや  
松尾の祭は毎年四月の上の申の日に行列、内侍使が立つ。少将

内侍が使に立ったこの年は四月八日が上の申の日に当るわけだが、内田正男氏の『日本曆日原典』を検じると後深草天皇の在位中には該当する年はない。その前後で見れば、即位の前年の寛元三年（一二四五）と退位の年から十七年を経た建治二年（一二七六）が四月八日上申日の条件を充たしている。建治二年といえは父信実八十九歳で亡くなった翌年で、少将内侍の死が父の信実のそれより少し前であったことは、『新後撰集』雜下一五五二の、

少将内侍身まかりにける時、さまかへて後、いくほどもなくて  
信実朝臣におくれてよみ侍りける

弁内侍

という詞書によって知られているから、「時鳥」の歌が詠まれたのは寛元三年四月八日と確定される。実際この日に松尾の祭のあったことは史料からはまだ見出してないが、同じ日に行われる平野の祭の記述が『平戸記』に見えるから間違いはない。「内侍はたれぞ」という上卿の問いもそれに応じた少将内侍の歌も彼女が内侍となつて日の浅いことをうかがわせ、後深草天皇即位直後の寛元四年四月一日に松尾の使をつとめた（弁内侍日記）後であるよりも、その前のこととしてふさわしくもある。『河合社歌合』の行われた寛元元年十一月十七日から三年四月八日までの間——おそらく二年四月二日の松尾の祭以後に、彼女はまず後嵯峨天皇に内侍として出仕しはじめたのであろう。そして後深草天皇の即位によって新帝に奉仕する内侍となつたのであつた。

弁内侍は後深草天皇が誕生して間もない時期に宮仕えに出た。その人事は、少将内侍の場合もあわせて、後嵯峨天皇の意向か、中宮で後深草の母である姞子の父藤原実氏の推挙かに基づくものであつ

たはずである。実氏の強い推挙があつたとしても、後嵯峨の承認は必要だつたであらうし、少将内侍がまず後嵯峨天皇のもとに仕えたことを思えば、どちらにしたところで天皇の意向であつたという蓋然性が高い。そしてまたこの人事は弁内侍と少将内侍の歌の才能とも関わるであらう。

出仕後弁内侍と少将内侍は後嵯峨院主権の歌合や百首歌などに歌人としてしばしば召されている。『院御歌合』『影供歌合』『宝治二年院百首』などである。『院御歌合』は群書類従本などには宝治二年（一二四八）とあるものの、この歌合の歌は勅撰集には「宝治元年十首の歌合に」として採られていることが多く、諸資料・諸説を吟味された安井久善氏の説かれるように、宝治元年（一二四七）に詠進が命じられ、同年九月十三日には完成していたと見るのが今日の定説に近いようである。院をはじめ当時を代表する歌人二十六人が十首ずつ詠んだ百三十番の大規模な歌合で、為家が詳細な判詞を書いているが、弁内侍姉妹は俊成女・嘉陽門院越前・承明門院小宰相・下野といった女流歌人や父信実と共にメンバーに加えられている。俊成女はいうまでもなく、下野と越前は『新古今集』以来の勅撰歌人、小宰相も『新勅撰集』の歌人というように女流はすべてこの時代を代表する歌人で、姉妹の登用が拔擢であつたことが察せられる。『宝治二年院百首』に結実する百首歌の詠進もこの宝治元年に命じられたものであろう。この院百首は『統後撰集』編纂資料とすることを兼ねて四十人の代表的歌人に百首の詠進が命じられたもので、推進役は為家である。最初に二十五人の人選が決定し、後に十五人が加えられた。弁内侍と少将内侍はその後度の歌人である。

「二十五人の撰にもれた自薦他薦の歌人の強要や懇請は色々な経路を経て、院や為家の許に集中した」と安井久善氏は想像しておられるが、弁内侍姉妹の追加には院の了承が必要だったはずで、あるいは院の発意であったかもしれない。建長三年（一一五二）九月十三日に仙洞御所で行われた「影供歌合」は歌人四十二人、二百十番の大規模なもので、女流は俊成女・鷹司院安察・下野・小宰相・鷹司院師と弁内侍・少将内侍の七人、この時の歌が同年十月二十七日に成った（拾芥抄）『続後撰集』に弁内侍二首、少将内侍三首が採られていて、他の歌人の例も合わせてこの歌合もまた撰集の資料とする性格のものであったことが判る。『続後撰集』には、弁内侍が四首、少将内侍が五首採られている。その他現存はしていないが、建長二年に仙洞で行われた詩歌合、建長三年九月院が実氏の吹田邸で行った十首歌合などにも二人が歌を召されていたことが、勅撰入集歌の詞書によって知られる。

前回の論でも引用したものが、『弁内侍日記』一一七段に、

八月十五夜、例の御会なり。雨ふりていとくちをし。事どもはててつまどあけさせ給ひて御覽せられしかども、月のくもりざまいとくちをし。なごりに阿弥陀仏連歌ただ三人せむと仰せごとあり。「いひすてならんこそ念なけれ。少将おぼえよ」とぞ仰せごとあり。

で始まる逸話がある。建長二年のことである。

なごりをばいかにせよとて帰るらむ

もしやと待たむ秋の夜の月

あかなくにめぐりあふよもありやとて

御所

少将

御所

『弁内侍日記』論二——弁内侍と少将内侍——

みちうきほどにかへるをぐるま

以下六句が記された後に、

夜もあけはなれにしかば、残りは又の連歌にしつがんとて、名残おほくてぞかへりまゐりにし。

とあり、夜が明けはなれても名残の残る遊びであった。「このをりをりの御連歌」のことを聞いた大納言の三位（藤原公経女。後嵯峨院妃）が「たぐひなきわが恋草をつみいれて」という院の五句めの語を引いて「この恋草の御連歌、思ひいでなるべし。そのよしの歌よみて家の集などに書かるべし」といったことも記されている。

『弁内侍日記』の五八段は、

八月十五夜、常磐井殿にて院の御会侍りしに、（中略）御連歌などもありき。

という文がある。『菟玖波集』に「宝治元年八月十五夜院の百韻連歌一の折りの句が七個所に見えるのがこの御連歌であった。『菟玖波集』にはこのときの少将内侍の句が三句採られていることは前稿でも述べた。建長二年の記事には「例の御会」とあって、八月十五夜には毎年のように院主催の歌の会があり、その後しばしば連歌の会も持たれたのであつたらう。その歌の会でも連歌の会でも弁内侍と少将内侍が重要な構成員であった。阿弥陀仏連歌の例のような、院が姉妹だけを誘ったごく内輪の連歌の会もある。『筑波問答』には後嵯峨院時代に、三条坊門殿の泉殿で、毎年庚申の連歌会のあったことが記された後に、

弁内侍・少将内侍などいふ女房連歌師、御簾のうちより紅のはかま・衣のつまくち押し出だして、香りみちて、心も及ばぬ句

どもを申し出だされ侍りしかば、人々感にたへず、高声に吟詠せられき。

とあり、「井蛙抄」には、

後嵯峨院御幸の時、弁内侍・少将内侍、御連歌のれうに御車に召されけり。

以下、瓶にさされた桜の花を折った為氏に院の仰せで弁内侍が連歌をしかけたエピソードが語られている。歌と連歌を通じて後嵯峨院と弁内侍・少将内侍との関わりは深かったのである。

## 二

弁内侍も少将内侍も後深草院に仕えた女房である。だが、この二人について語ろうとするとき、まず注意しなければならないのは、弁内侍が初めて出仕したとき、主君の東宮はまだ生後数カ月の幼きであり、即位のときにも数え年で四歳、満で二歳と十九月になったばかりであったことである。「弁内侍日記」の現存本の最終年（これ以後の年の記事を多く想定するのは無理であろうことは前稿で述べた）建長四年でも数えで十歳にすぎない。幼帝に仕えた女房の日記文学作品としては『讃岐典侍日記』の下巻が想起される。主君であるだけではなく異性としても慕っていたらしい堀河天皇崩御の後心ならずも鳥羽天皇（数えで五歳、満で四歳）に仕えることになった長子は、そのあまりの幼さにとまどい、先帝との落差に悲しみ途方にくれるのだが、堀河天皇の御子であることもあって、その愛らしさに心が慰められるようになってくる。その過程が「讃岐典侍日記」には如実に描かれていた。しかし、「弁内侍日記」には天皇の

幼さも愛らしさも描かれてはいない。

A 二十二日の曉、官庁へ行幸あり。 (二〇段 寛元四年)

大嘗会の斎場の設けられている太政官庁への行幸の段では天皇の言動の具体的な描写はいっさいない。翌日の宮（天皇の母嫡子）の淵酔の記事では、夜の行事であるだけに、

B 夜もふけにしかば、御所も御よるにならせおはしましたりしが、白薄様のこゑに御目さまして、また出でさせおはします。 (二二段)

と幼帝ならではの行動が記されているが、それに対する弁内侍の感想も感慨も述べられてはいない。天皇についての比較的詳しい描写としては、

C 御所もいまだ御夜るにもならせおはしませず、御手習などありて、「おもしろく思はむ詩かきて参らせよ」と仰せごとあれは、兼葭洲裏孤舟夢とかきて、そはに弁内侍、

身ひとつのうれへや波に沈むらんあしのかりねの夢もはかなし

など書きて「秋の詩はいづれもおもしろくてこそ」と、さまざま申すほどに、(中略)皇后宮の御方で火災との知らせ)御所も二位殿いだきまらせて、(中略)一番に権大納言殿の車まゐりたるに、御所、皇后宮、中納言のすけ殿、宮内卿のすけ殿のらせ給ふ。門のにてぞ御輿には召しうつりける。

(八一一段 建長元年)

D 三日、御鳥合なり。(中略)みすのうちより出されしかば、万里の小路の大納言たまはりて合せられし、ゆゆしかりしきき

なり。ひよひよより御所に御手ならさせおはしまして飼ひたてられしいみじさばかりにてこそ侍れ、鳥がらはあやしげなれば、勝たせんとてそれより劣りたる鳥どもに合せられしをかし。

(八六段 建長元年)

ぐらいが目立つだけである。Cは天皇と弁内侍との睦みあいが見える珍しい段だが、火災という緊急事態となると、弁内侍の筆は天皇たちの動きを追うだけで、七歳の帝の怖れや懸命さなどに作者の関心はない。避難の際の中納言の典侍について、「中納言のすけ殿よく御介錯して下簾にてとかくまぎらはしてぞ御輿には召しける。夜目にも御ことがらただの人には見えさせ給はざりしとぞのちに語り給ひし」と賛美しているのは大違いである。幼帝の手飼いのたいしたことのない鳥を勝たせようとするDのエピソードはおもしろく描けているが、鳥合に興じているであろう天皇の姿は弁内侍の視野にはなかったのである。この他の天皇の描写は全部を拾い出しても、

E かみなりていとおそろしかりしに。御所は朝餉に渡らせおはします。(九六段 建長元年)

F 建長二年正月三日、殿上の淵醉なり。(中略)御所も小路より御覽す。(一〇六段)

G 御所出御なりて南殿のつゆ [ ]<sup>3</sup> させおはします。(一四〇段 建長三年)

H 五節は十六日より始まる。(中略)露台の乱舞に御所も [ ]<sup>4</sup> (一四七段 建長三年)

I 御所も [ ]<sup>5</sup> して月御覽す。(一六四段 建長四年)

といったところで、欠字欠字もあって不明確なところもあり、また

『弁内侍日記』論二 — 弁内侍と少将内侍 —

主語が明記されていない部分で、

七月十五日、月いとおもしろきに、清涼殿いかならんと仰せご<sup>2</sup>とありて (五三段 宝治元年)

里に、春の初めとく咲く紅梅ありと聞かせおはしまして、「折らせてまゐらせよ」と仰せごとありしに(七九段 宝治三年) 御神楽のほど御人少なにていと御つれづれなりしに、「おもてがたして人々おどせ」と仰せごとありしかば、 (一二〇段 建長二年)

十五日、頭の中將爲民まゐりたりしを、かまへてたばかりで打つべきよし仰せごとありしかば、 (一三〇段 建長三年)

などは敬語の付けられた言動の主体は天皇である可能性もあるわけだ、一二〇段・一三〇段の場合などそうであるかもしれないが、前の二例は玉井氏の「新註」も推測しているように撰政と見るべきであろう。しかし、なお読みによっては若干例は増えるかもしれないとしても、その数は寥寥たるものであった。主君後深草天皇への弁内侍の関心は意外に少ないのである。

一方後嵯峨院については、当然登場する個所は少ないが、前述の阿弥陀仏連歌の記事の他にも、印象深い描写がある。「仰せごと」について最初の部分だけを引いた一三〇段の、粥杖で尻を打つという、「枕草子」を思わせる記述としてよく引かれる逸話である。仰せによつて女房たちは為氏を打とうとたくらむが、見破られ、逆に少将内侍が打たれてしまい、「ねたきこと限りなし」ということになる。十七日の朝、鳥羽殿に御幸した後嵯峨院は天皇方の女房をも呼び寄せる。

為氏打ちかねたることを聞かせおはしましたりけるにや、御所に杖を御ふところに入れて持ちて渡らせおはしまし、「これにて為氏けふうちかへせ。唯今使にやらむざるを、ここにて待ちまうけて、かまへて打て」と仰せごとあり。少将内侍用意して待つほど、思ひもいれず通るを、杖のくたくたと折るるほど打ちたれば、御所をはじめまるらせて、公卿殿上人とよみをなして笑ふ。「さもぞにくう、ちにせさせ給ふ」とてにげのきしもをかす。そののち、北殿へ御船寄せて召すほど、晴れ晴れしき限りなし。

入相の鐘が鳴ってから院は還御。御太刀の緒に結んで贈った少将内侍の、

あらましの年をかさねて白雪のよにふる道は今日ぞうれしき  
という歌に、院は、白い薄様（白雪にちなんだ紙の選択である）に、  
あらましの年つもりぬる雪なれど心とけても今日ぞおほえぬ  
と書いて返歌をした。あなたに会いたいと長年思っていて、やっと今日は会えたけれど、この程度では満足できないという、恋歌めいた作りで、玉井氏の「新註」の注するように、「戯れて恋歌のように詠まれた」のではあろう。ただ、阿弥陀仏連歌の場合も、「たぐひなきわが恋草をつみいれて」と恋の句であり、御嵯峨院が異性としても少将内侍に関心を持っていたことは十分に考えられる。連歌の場合大納言の三位が院の第一句からではなくことさらに五句めから取って「この恋草の御連歌」といい、この院の返歌については、按察の三位殿（藤原隆衡女）が、「かやうにことならむ御歌の返しは、ともに申すべし」と、弁内侍にもするように求めている。大納

言の三位も按察の三位も院の妃に数えられる人であり、二人のことばには何か含むところがあるようにも読める。按察のことばに弁内侍は、「ただ心のうちばかりに」、

年つもる雪としきげばふそへに心とけてもいかが見ゆべき  
と思ったことを記し、少将内侍の歌は記されていない。少将内侍が最初後嵯峨院の在位とときに仕出したことや、阿弥陀仏の連歌の脇を姉ではなく妹の少将内侍か付けていることもあわせて考えれば、院は二人のうちでも特に少将内侍の方に異性としての関心を持ち、周囲もそれを察知していたのかもしれない。この恋情めいたものは蓋然性の問題にすぎないとしても、院が弁内侍と少将内侍の姉妹に格別な親密の情を持っていたことだけは疑えない。女院（後深草の母大宮院姞子）の御前の露台に白い薄様に書いて貼られた誰からのものかわからぬ歌の主を院と察知して弁内侍と少将内侍が返歌をした（一四〇段）他にも、後深草の周辺に贈られてきた院の歌に弁内侍が返歌を命じられている例もある（八二段・一一一段）。弁内侍の作品だからではあるが、院への返歌をこの姉妹以外の者がしたという記述はない。

弁内侍も少将内侍も後深草院に仕えた女房であった。だがそれ以上に、後嵯峨院の側近の女房という性格を持っていたのである。

ここで弁内侍姉妹の年齢について述べておきたい。弁内侍は生年も歿年も明らかではない。ただその作品の明るさからはやく池田龜鑑氏の「宮廷女流日記文学」によって「微笑の文学」と評され、「弁内侍日記は、乙女らしいすなおな魂のすなおな表現である」（引用は昭和四十年の再刊本による）といわれ、それが広く受け入れられ

ていたことによつて、『弁内侍日記』の作者に乙女のおもかげを見ているのが普通である。弁内侍姉妹の母が誰であるかも不明だが、藻壁門院少将には、少将内侍が亡くなったときの歌の中からとして『統拾遺集』一三二五に

夢ぞとは思ひながらもさめやらぬ心ぞながきまどひなりける

という哀傷歌があつたり、「なくなりなんことちかくなりてよみ侍りける」という歌と、その死後弁内侍が前関白太政大臣（基忠）に勸めて詠ませたという返歌が『玉葉集』二〇五一・二〇五二に見えたりすることもあつて、池田氏と玉井氏が一致して推定されたように藻壁門院少将と弁内侍・少将内侍の三人は同腹の姉妹であらう。藻壁門院少将は貞永元年（一一三三）三月二十五日の「石清水若宮歌合」に初めて名が見え、この年は「洞院撰政治家百首」「光明峰寺撰政治家歌合」他にも出詠し、十月に定家が仮名序と目録だけで形式的に奏覧した（翌々天福二年六月未定稿で仮奏覧）『新勅撰集』には六首が撰ばれている。父信実の年齢もしかりした同時代資料にはないようだが、『扶桑画人伝』によつて文永二年（一一六五）に八十九歳で亡くなったとする通説によると、貞永元年には五十六歳で、もっと若かつたとしても、歌人としての評価を確立していた娘の藻壁門院少将は二十歳前ということはないだろう。最も若く二十歳と見れば、『弁内侍日記』の記事の第一年で、後深草天皇が即位した寛元四年（一一四六）には三十四歳。おそらくはもう何歳かは上であらうから、この年弁内侍が三十歳より若いということはなかつたと推定される。少将内侍はそれより数歳下、ちなみに後嵯峨院は承久二年（一一二〇）の誕生だから二十七歳で、少将内侍と院と

はあまり年がちがわなかつたであらう。『弁内侍日記』には弁内侍の三十代の人生が描かれていることになる。

### 三

平安時代の日記文学を読みなれた者の目から『弁内侍日記』を読むと、「かげろふの日記」などのようなある主題を持ってまとめられた回想記ではなく、日付が多く、その日その時に書かれた記事の連続のように見えることと、自分の歌を一々「弁内侍」と書いて載せるという形式がまず目につく。それは時代の相違によるのか、それとも作者の執筆意図や作品の性格と深く関わるものなのであろうか。まず弁内侍という歌の作者名の記載の問題から考えてみよう。

それは、第一段に、

（前略）そのほどの事ども、かずかずしるしがたし。いといとめでたくて、弁内侍

今日よりはわが君の世と名づけつつ月日し空にあふがざらめや

とある形で、以後自分の歌を必ずこのような形式で記しているのである。一四八段以降、写本に欠損部分があるため、歌の作者名のない歌もよく出てくるが、本来は記されていたはずである。一四九段では、万里小路の大納言からの歌の後は「返し」とだけで作者の歌が続く。「新註」にも今関敏子氏の『校注弁内侍日記』にも、「返し」の後に欠損を表す□は付されていないけれども、写本では欠損部には空白があるだけで、□などはないのだから、「返し」の次に欠損があつたと見るべきであらう。この「弁内侍」という表

記は歌の前に詠者名として書かれるだけであつて、文中の作者の言動の主語として現れることはない。地の文では、

劍璽は二位殿の召したる御車に、勾当・弁内侍もちまゐらせて乗らしたしを、  
(八一段)

八月十五夜、二間に勾当の内侍殿、少将、弁など、清涼殿の庭の月とおもしろきをながめいだして侍りしに、(二四一段) という人名を列挙した部分に見えるような例だけで、ここはもちろんそう書かれる必然性がある。

歌に作者名を記すのは、勅撰集や私撰集の場合などがそうだが、それがないと誰の歌だか判らないからである。一方この作品で、地の文に弁内侍の言動の主語が「弁内侍」とも「われ」とも一々明示されていないのは、『弁内侍日記』が作者弁内侍の視点に基づいて書かれているからであつて、誰にもすぐ判ることだからであり、日記文学はいつもそうした文体で書かれてきたのでもあつた。作品中の自分の歌も、誰のものか書かなくても、おのずと判るものであつた。それなのに作者はなぜ一々「弁内侍」と書くのか。ここで『弁内侍日記』中の少将内侍の扱ひ方が気になつてくる。例えば次のような記述を見よう。

同じ日、少将の内侍、松の尾に使にたつ。上卿二位中納言良敷、弁ちあより、くやくためなほ、車かねとも、たしぎぬしやう。

しげき木ずゑにほととぎすの初音をききて少将の内侍、

千早ふる松のをやまのほととぎす神もはつねを今日やきくらん  
(四段)

四月一日、弁内侍は平野神社の祭の使となり、同じ日、少将内侍

が松尾神社の祭の使に立つたのである。二つの神社は共に山城国菟野郡にあるが、かなり離れており、松尾で少将内侍がどう感じ、どう歌ったかは弁内侍の直接見聞するところではない。むしろ、帰つてからすぐ聞いたではあるが、この記述は伝聞の形で書かれたものではない。こうした記述が『弁内侍日記』にはよく見られるのである。

十一月十四日の夜、雪いとおもしろく道たえてつもりにけり。夜番にて花山院宰相中将もつぐ、頭の中將など候ひけるも院の御所へ参りにければ、人々清涼殿へたちいでて見れば、(弁内侍の歌一首を含め、『新註』で約七行略) いづくの御文ならむとゆかしくて、弁内侍、

明けやらでまだ夜は深き雪のうちにふみみる道はあとやなかつらん

十四日の夜、少将の内侍、女工所へ渡りあて、こちなほわびしく侍りければ、何事も知らず臥したるに、暁がた、はるかに雪深きをわけ入る靴のおとの聞こゆるにおどろきて、こちをためらひてやをらおきあがりて聞けば、「大宮大納言殿より」といふこゑにつきて、つまどをおしあげたれば、いまだ夜はあけぬものから雪にしらみたる内野のけいき、いつの世にも忘れがたくおもしろしといへばなべてなり。御文をあけて見れば、

ここのへや大内山のいかならんかぎりもしらずつもる白雪かへし少将の内侍、  
ここのへの内野の雪にあとつけてはるかに千代のみちをみ

るかな

(一四段)

十一月十四日の後に同じ十四日という日付の記事が続く珍しい例である。この夜、弁内侍は清涼殿に、少将内侍は大嘗会の主基方の女工所にと別々なところにいた。そして、前の十四日では弁内侍側のことが、後の十四日では少将内侍側のこと書かれている。後の十四日の場合、日付の次に「少将の内侍」の語があることによつて、傍線を付した動詞や心情語の主語が少将内侍であることを示しているのだが、ここは基本的には少将内侍の立場に立って書かれているといつてよい。これに続いて、「その雪のあした少将の内侍のもとより」として、二人の歌が記され、再び弁内侍の視点に作品は戻る。その贈答の際などに弁内侍は妹の昨夜の体験などを聞いたであろうけれども、伝聞の形もとらず、また自分の体験の範囲外のことをこれほど詳細に書くというのは、どういうことなのか。この段は弁内侍の書いたものと少将内侍の書いたものとの二つを合わせて、少将内侍のもの方には若干の補正をして、弁内侍の視点に統一しようとした観があるのである。

同じような段が他にもある。

少将の内侍の女工所、左近府のついがきの中なれば、はるばると見わたされたるに、月のさえたる雲のうへは限りなくおもしろくて少将の内侍、

影

いつの世も忘れやはせむしら雪のふるきみかきにするる月

で始まる一八段は、この後「新註」本で十四行があり、少将内侍の歌を三首（引用した歌と合わせて四首）載せる。弁内侍はこの段に

「弁内侍日記」論二——弁内侍と少将内侍——

は顔を出さず、歌もない。というのも、少将内侍が大嘗祭の主基方の女工所の預かりの内侍としてそこに詰めていて、この頃二人のいる場所は別々であった。弁内侍は妹の様子が見たくて、吉田の祭の使に立つた帰途、わざわざ車を主基方の女工所へまわさせている記事がある（一五段）。夜更けの遠いまわり道に渡る役人に「吉田の帰りにはかならず女工所へたちいる式にてあるぞ」と冗談にいったところ、役人が真に受けて……という滑稽な話である。ここは、

悠紀がたの女工所は勾当の内侍なり。このほどの雪、さえとほりたる夜もすがら、ことひきあかし給ふとききしも、ことに  
いみじくおぼえて弁内侍、

よもすがら野への白雪ふることも千世まつ風のためしにや  
ひく (一七段)

とあるのに続く段で、弁内侍が悠紀方の女工所に詰めている勾当の内侍を思い、次いで主基方の女工所にいる少将内侍に筆が及ぶという形の叙述である。少将内侍を思う気持ちからであろうが、別々の場所にいるのに、このように長々と自分の体験外の少将内侍に関わることを書いているのであった。この段も少将内侍の視点からの叙述で、彼女の書いたものを利用したとも思える。二一段では、

少将の内侍、くろ木のやへむかひて侍りけるに、髪上の具をとりおとして、官序のつばねへ乞ひにたびたりしに、これにもさしあふほどにてかなはざりしかば、ことどもよくなりて、とくどくとたびたびせめられしまたへがたくて少将内侍、

しばし待てうちたれがみのさしぐしをさしわすれたるとき  
のまばかり

後にこれを聞いて弁内侍、

さしぐしのさしあふほどの時のまはうちたれがみも我ぞ乱れし

と、少将内侍が髪上の道具を借りようとしたのは姉の弁内侍のところであつて作者には関わりもあり、「これにも」という表現からも弁内侍の視点からの記述になつてはいるが、「たへがたくて」という少将内侍の心情表現がはさみこまれたりして、二人の視点が重なるような形になつてゐる。この場合は「後に聞いて」ともあるように、少将内侍から聞いたものが基になつてゐるのだろう。

八一段も興味深い。前に一部を引用した閑院殿の炎上の記事に、少将の内侍は大原野の使にたちてこちわびしくて局にふしたりけるが、あらく叩く音におどろきて、火とききていそぎ御所へ参りたりければ人もおはしまさず、けぶりはみちたり。いづかたへ行幸もなりつらんとあさましくてまよひありくほどに、よるのおとどの一間に「やや」といふ人あり。ばけものにやとおそろしなからゆきて見れば、（一行半略）宣旨殿御太刀もちて、「これは、いづくへか具しまゐらすべき。按察の三位殿に申せ」とおはせらるれども、「いづくともこれも知り候はぬ」とて、油の小路おもてのつまどのかたへいでたれば、ひとと人々おはします。かくと申せば、……

この前の部分によれば弁内侍はすでに剣齧を取り出した勾当の内侍と共に油小路の門の方へ避難してゐた。少将内侍とは別行動で、気分が悪くて寝ていたところを起こされた妹のことなど当然見てはいないのだが、ここでは、そのあわてぶりや恐ろしさなどが、まる

で自分自身のことであつたかのように生き生きと描かれてゐる。一方弁内侍の驚きや恐怖などは何も書かれてはいないのである。少将内侍の行動や思いを描くことで、この夜の火災の緊迫感は十分に伝わるわけで、弁内侍と少将内侍の心情が一体化したような描写だといつてよいであらう。

これらの作者が直接体験していない事柄の記述は、『和泉式部日記』でよくいわれる超越的視点の記述とは必ずしも同一の性格のものとはいえないだろう。ただ『弁内侍日記』にあつても、このような記述は少将内侍に関わるものだけに見られ、和泉式部と帥宮との関係とは異なるにしても、ごく親しい妹のことであり、『和泉式部日記』の場合と通じるものはある。

『弁内侍日記』には少将内侍の歌が六〇首載せられている。写本に欠損があるため、歌の作者が確定できにくいものもあるのだが、『新編国歌大観』に作者名の記されていない二九四・三〇一を「新註」に従つて少将内侍の歌と推定しての数字である。作中の歌は連歌を除いて三〇四首、弁内侍の歌が二〇〇首で、次が少将内侍、この二人以外の他人の歌は合わせても四四首である。弁内侍の歌が多いのは当然で、少将内侍の歌の『弁内侍日記』において占める比重の大きさは注目される。少将内侍の視点での叙述とはつきりいえるものは、さきに掲げたもの他には八段が示せる程度だが、歌数の多さをも併せて考えれば、『弁内侍日記』が、自分の体験と歌を記そうという思いと共に、仲のよい妹の少将内侍の言動と歌をも記そうとしたものではなかつたかということが推測できよう。これももし家の集というならば、弁内侍と少将内侍の二人の集という性格が

読み取れるのである。

少将内侍の視点に立った、あるいは少将内侍の書いたものをほとんどそのまま利用したのではないかと推測した特異な叙述は、四・八・一四・一八・二一段と、初めの方に集中している。その後も八一段のような例もあり、少将内侍の歌は多く記され続け、二人の集という性格は作品に一貫して流れているのだが、『弁内侍日記』をまとめる最初の時点で、二人の集を作ろうとする弁内侍の思いはより強かったであろう。そのことは二人以外の歌の記載の仕方からもいえる。第三者の歌が初めて記されているのは、前に引いた一四段の大宮大納言公相の少将内侍に贈られた歌（歌番号二〇）であった。その次は歌番号六七、四六段の太政大臣夷氏のものである。四二段に、

中納言のすけどの見たまひて、（中略）なにとなく「舟のとまりはなほぞ恋しき」と口ずさみたまへば弁内侍「みなと川なみのかかりのせとあれて」とつたりしを、「これを一首になして返す人のあれかし」とさこゆれば弁内侍、

として中納言の典侍の口ずさんだ連歌の一句めいたものを記すが、これは歌とは別で、阿弥陀仏連歌を一括して歌番号を与えた今関氏の『校注』も『新編国歌大観』も、これには番号を付していない。

つまり四五段までは、公相の一首を除けばすべて二人の歌（少将内侍のものは十六首）で、それは必ず、「弁内侍 歌」「少将内侍 歌」のような形で記される。こうなれば、作者が自分の歌の前に一々「弁内侍」と記したわけもよく判ってくる。それは、少将内侍の歌を意識し、重視したためで、弁内侍、少将内侍と、対にする表現

「弁内侍日記」論二 — 弁内侍と少将内侍 —

なのであろう。それに、少将内侍の立場に立ったり、二人が一体化したような表現の叙述であったりが続けば、このように書くことによつて、わかりやすくなるということもあろう。また逆に、このような特殊な作者名表記を作者がしたことの中から、姉妹二人の集であるうとするこの作品の性格も裏づけられるのである。

『弁内侍日記』は日付を明記した記述が積み重ねられていることから、日次の日記が連想されやすく、記録との関わりがしばしばいわれる。しかし、前稿でも論じたように、『弁内侍日記』は事実を記録しようとして書かれたり編まれたりしたものではなかった。後深草帝の内侍という立場で、宮廷内での日々を書き、母の死の悲しみなどの宮廷での生活に関わらないものについては、それが弁内侍にどれほど痛切なものであっても記すことはなく歌も載せてはいないのだが、にもかかわらず、この作品は公的な性格を持つてはいない。歌の記載の仕方から見ても、『弁内侍日記』がきわめて私的な性格を持つものだといえるであろう。（続く）

注1 以下本文の引用は玉井幸助氏『弁内侍日記新注』（昭和三三

・大修館書店）による。段数もそれによつた。

2 『宝治二年院百首とその研究』（昭和四六・笠間書院）

3 〔 〕は写本（諸本）の欠損を表す。

4 傍線部、写本に欠損。玉井氏注1所引書の推定による。